

自動車重量税に係る税率改正について

「所得税法等の一部を改正する法律」（自動車重量税の税率改正含む）が平成22年3月24日に成立し、4月1日以降の「自動車検査証の交付」より新税率が適用されることとなりました。

つきましては、平成22年3月26日付送付の自動車重量税改正税率関係資料により改正内容の了知方をお願い致します。

※改正税率表等については、振興会HP（会員ページ）に掲載しています。

騒音計検定のお知らせ（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしましますと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。

◇日 時 平成22年5月27日（木）10：00～15：00
(受付 10：00～14：00)

◇場 所 振興会 実習場

◇実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562

◇検定料 19,100円

中小企業組合まつりに参加しました

15回目となる中小企業組合まつりが開催されました。展示・販売・実演・体験などを通して、多様で活力にあふれる中小企業の事業活動を、広く県民にアピールすることを目的に開催されました。

当組合も青年部の協力を頂き、自動車使用者の保守管理責任意識の高揚と点検整備の必要性を呼び掛け、こども110番事業のPRをしました。

当日は雨模様にもかかわらず、多くのユーザーがブースを訪れ大盛況となりました。

◇日 時 平成22年3月7日（日）9：00～16：00

◇場 所 アイメッセ山梨（甲府市大津町）

◇内 容 1) 自動車点検・整備推進PR
2) 「こども110番のお店」ぬりえコーナー
3) 「てんけん君」「せいびちゃん」の着ぐるみによる各種PR
4) エアバッく展開実演（青年部）



てんけん君による広報活動



大盛況のブース

子ども110番のお店啓蒙活動について

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」を開設しております。

今回は、甲運小学校PTA役員、保護者、甲運地区自治会役員、甲運地区パトロール協力者（ボランティア）等を対象に「子ども110番のお店」周知啓蒙活動を実施しました。

概要については下記のとおりです。

〔甲府市立甲運小学校〕
平成22年3月12日(金)

【甲運小学校児童の「甲運地区子どもを守る会感謝の会」参加】

【「甲運地区子どもを守る会総会」で周知啓蒙活動】

- ◇「子ども110番のお店」説明
- ◇「子ども110番のお店」対応マニュアル、保護者宛チラシ、
甲運小学校学区内の工場マップを配布



挨拶する荻原会長



会場（甲運小学校体育館）

車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーの表示について

マフラー加速走行騒音規制適用車について、(社)日本自動車工業会より標記自動車に備える純正マフラー表示について、資料提供がありました。平成22年度4月以降に生産された自動車のマフラーにメーカー純正品表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）があるものは、マフラー加速走行騒音規制（保安基準の細目告示196条で規定）に適合するものとされます。

なお、純正表示一覧表（平成22年2月現在の各自動車メーカー刻印等）のデータを振興会HP（会員ページ）に掲載していますのでご活用下さい。

「指定自動車整備事業業務取扱要領」の一部改正について

(平成22年2月24日付 改正)

「指定自動車整備事業業務取扱要領」の一部改正について、関東運輸局長より次のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

第16条 規則第5条1項に規定する自動車検査員の選任届は、第3号様式による。

2. 規則第5条第2項に規定する選任届に添付する書面は次のとおりとする。

(1) 「規則第4条各号の一に該当することを信じさせるに足る書面」は、その者の該当する自動車検査員の要件の種類によって次のとおりとする。

イ. 規則第4条第1号の要件（教習を修了した者）による者については、自動車検査員教習修了証書（写し）又は自動車検査員教習修了証明書（写し）を添付すること。

※ 自動車検査員選任届出に際しては、「自動車検査員教習修了証書（写し）」又は「自動車検査員教習修了証明書（写し）」を添付して下さい。

経営委員会が開催されました

◇日 時 平成22年3月3日（水） 14：00～

◇出席者 清水委員長、渡辺副委員長、五味（公）委員、麻川委員、稻葉委員、保坂委員、高部委員、大村委員、堀田委員、五味（信）委員

◇会議事項

（1）平成21年度委員会関係事業報告について

・委員会関係実施事業を資料により報告

（2）平成22年度事業計画骨子（案）について

・入庫促進関連事業について

・点検整備推進イベントについて

（3）その他

指定整備事業協議会業務改善部会が開催されました

◇日 時 平成22年3月19日（金） 14：00～

◇出席者 雨宮会長、宮坂部会長、清水副部会長、義美委員、稻葉委員、

◇会議事項

（1）保安基準適合証作成管理システムについて

（2）業務改善部会の取り組み事項について

（3）その他

・「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

各種講習・教習・試験の実施状況について

各種講習・教習・試験の実施状況は、次のとおりです。

■第114期技術講習所修了

平成21年10月13日（火）開講

平成22年 3月11日（木）修了

種目	申請者	受講者	修了者
二級ガソリン	15	15	15
三級ガソリン	10	10	10
合計	25	25	25

■第2回自動車検査員教習試問

平成22年2月9日（火）実施

申請者	受験者	合格者	合格率(%)
41	40	29	72.5

■第2回自動車整備士技能登録試験

平成22年3月21日（日）

種目	一級小型(筆記)	二級ガソリン	二級ジーゼル	三級シャシ	三級ガソリン	合計
申請者	17	47	19	3	44	130
受験者	17	46	19	3	42	127

教育委員会が開催されました

◇日 時 平成22年3月2日（火） 13：30～

◇場 所 振興会 会議室

◇出席者 羽田委員長、渡辺副委員長、笛本委員、樋口委員、米山委員、別符委員、大久保委員、藤井委員、福島講師、熊谷講師

◇会議事項

- (1) 第114期技術講習所修了判定について
- (2) 第115期技術講習所実施計画について
- (3) 平成21年度委員会関係事業報告について
- (4) 平成22年度事業計画骨子(案)について
- (5) その他

低圧電気取扱特別講習会を実施します (ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法「第6章労働者の就業」に当たっての措置として第59条（安全衛生教育）の趣旨に基づき標記講習を行います。

事 業 主 の 皆 様 へ（低圧電気取扱いに関する）

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには労働安全衛生法の特別教育が必要です。」

プリウスは 約200V、インサイトは 約100Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に受講させましょう。」

◇講習受付期間	平成22年4月12日（月）～5月7日（金）
◇講習日	平成22年5月17日（月）※2回目も予定しています
◇講習時間	9：00～18：00
◇講習会場	（社）山梨県自動車整備振興会研修センター 学科教室 実習場
◇募集定員	先着順20名（定員になり次第締切） (定員超過の場合は、次回予定の講習へご参加願います)
◇申し込み	申込書は巻末にあります。また、振興会ホームページ (http://www.ams.or.jp) の会員ページからもダウンロードできます。
◇受講料	6,300円（テキスト共） (受講生の都合による未受講の場合、受講料の返却はしません)
◇学科・実習内容（講習内容をご確認の上、お申込み下さい）	
1. 電気の基礎、電気回路の点検	学科 1.5 時間
2. 電気の安全に必要な基礎知識	学科 1.0 時間
3. 関係法令と低圧電気取扱い	学科 0.5 時間
4. 救急処置法(笛吹市消防本部)	学科・実習 1.0 時間
5. ハイブリッド車作業上の心得と注意	学科 1.0 時間
6. ハイブリッド車の整備	実習 1.5 時間
7. 試問（70%以上合格）・解説・修了証授与	1.5 時間

講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳をお持ち下さい。

労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。
 2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
 3. 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

・**高圧**（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）若しくは**特別高圧**（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、**低圧**（直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の**充電電路**（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは**修理の業務**又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務**

★これらの規則に違反した場合、**労働安全衛生法第12章罰則第119条1項**により**事業者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が課せられることがあります。

平成22年度自動車整備技術者認定資格教習を実施します

(社)日本自動車整備振興会連合会では、自動車整備士の評価、社会的地位向上を目指した「自動車整備技術者認定資格制度」を行っております。

2級自動車整備士を対象とした「整備技術スーパーアドバイザー」、1級自動車整備士を対象とした「整備技術コンサルタント」の認定資格のための教習を開催します。

教習を受講希望される方は受講申込書に必要事項を記入し4月30日(金)までにFAX又は教育課窓口までお申込み下さい。

◇資格取得要件

(1)整備技術スーパーアドバイザー

- ①2級自動車整備士取得者(2級自動車シャシ整備士を除く)で実務経験3年以上の方
- ②1級自動車整備士養成課程修了者で実務経験3年以上の方
- ③山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- ④運転免許証が有効な方(取消し、停止中は不可)

(2)整備技術コンサルタント

- ①1級自動車整備士取得者及び実務経験3年以上の方
- ②山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- ③運転免許証が有効な方(取消し、停止中は不可)

◇受講申込み期間

平成22年4月1日(木)～4月30日(金)まで

◇教習会場、日程等

(1)教習会場

(社)山梨県自動車整備振興会 技術研修センター

(2)教習日程

① スーパーアドバイザー 本教習(計3.5日開催)

5月13日(木) 9:00～16:00

5月20日(木) 9:00～16:00

5月27日(木) 9:00～16:00

6月 3日(木) 9:00～11:50

※スーパーアドバイザーブラウザ本教習は1級自動車整備士講習の「総合診断」の内容に準じます。

② スーパーアドバイザー及びコンサルタント

認定資格教習(計1.5日開催)

6月 3日(木) 13:00～16:00(自動車整備業のビジョンと倫理綱領)

6月10日(木) 9:00～16:00(自動車新技術)

【H21年度整備主任者技術研修受講者については免除】

◇申し込み

申込書は巻末にあります。また、振興会ホームページ

(<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。

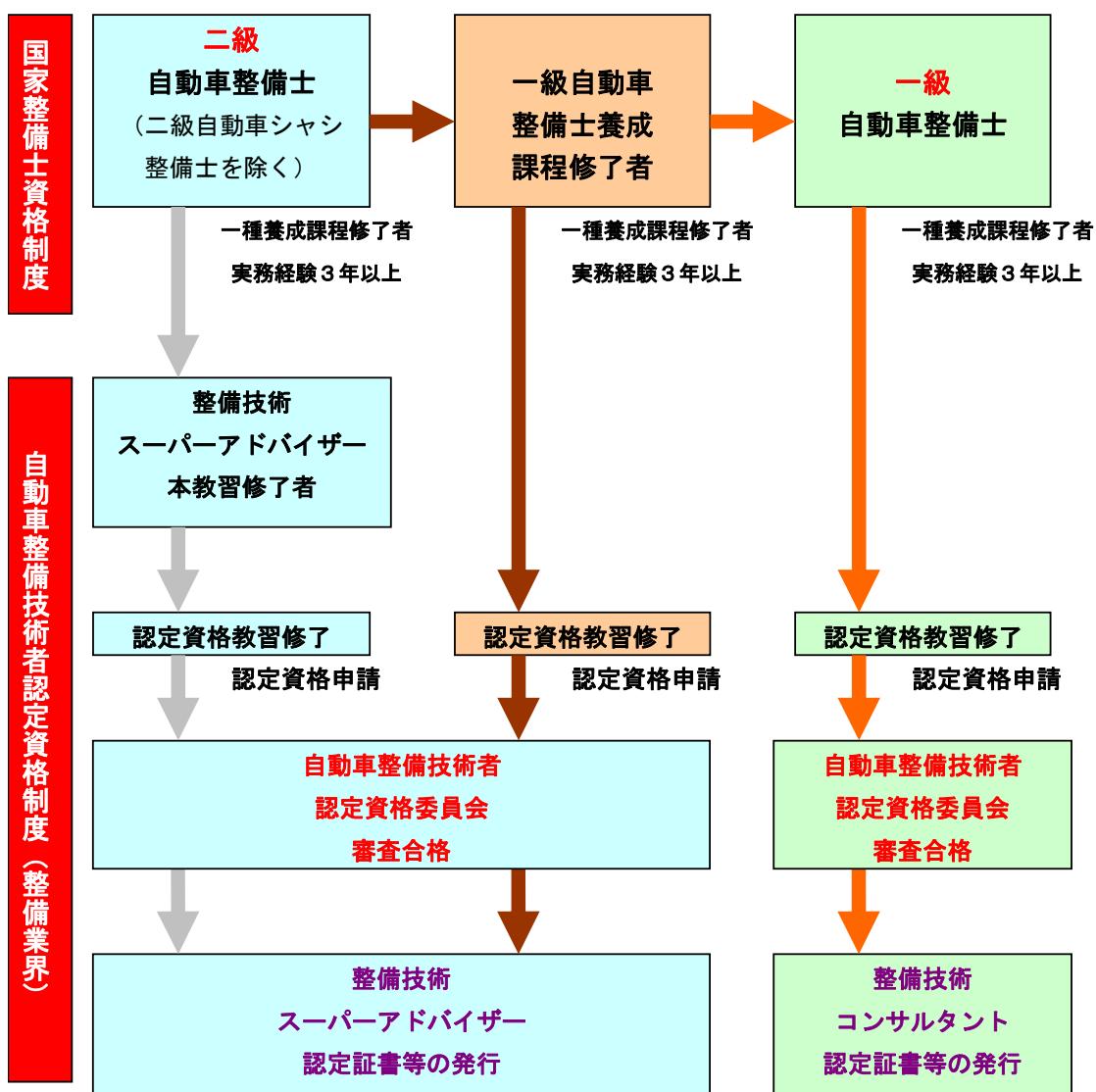
◇申込み費用 (受講者の都合による未受講の場合、教習費用の返却はいたしません)

費用	本教習料金	認定資格教習料金	認定ツール代	申請手数料	費用合計
スーパーアドバイザー	新技術免除無し	11,000	8,500	26,250	5,250 51,000
	新技術免除有り	11,000	2,000	26,250	5,250 44,500
コンサルタント	新技術免除無し	不要	8,500	26,250	5,250 40,000
	新技術免除有り	不要	2,000	26,250	5,250 33,500

(注意)

- ◎新技術免除については、直近の整備主任者（技術）研修を受講されている方が対象です
自動車検査員研修又は整備主任者（法令）研修受講のみでは対象となりませんのでご注意下さい。
- ◎上記価格は、税込み、テキスト代等を含みます。
認定ツールとは、認定証額縁付、認定バッジ、認定看板額縁付（IDステッカー1枚付）となります。

自動車整備技術者認定資格制度の流れ



平成22年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 平成22年5月10日（月）～5月14日（金）まで
- ◇教習日程 平成22年6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00
- ◇試問日 平成22年7月6日（火）
- ◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者。

なお、直近の整備主任者法令研修（平成21年10月に実施済）を受講していること。

- ◇教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 ①申請書2枚（振興会指導・教育窓口に用意してあります。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

- ◇資料代 19,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成20年度第2回、平成21年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。（1回に限り試問のみの申請ができます。）

※詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会を実施します

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を検査員教習会後に開催致します。

試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

- ◇受付期間 平成22年5月10日（月）～5月14日（金）
- ◇日程 平成22年7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00
(詳細については、別途お知らせします)
- ◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
振興会指導・教育窓口に用意してあります。
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
- ◇受講料 9,000円

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、「CNG自動車構造等取扱基準」に基づき運輸支局の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

- ◇ 講習日 平成22年6月23日（水） 9：30～17：00
- ◇ 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇ 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
- ◇ 受付期間 平成22年5月10日（月）～6月11日（金）まで
- ◇ 受講料 8,000円（テキスト代含む）
- ◇ 申し込み 申込書は、振興会指導・教育窓口に用意してあります。
また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページの会報からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。